独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社アイリックコーポレーション	コード	7325
提出日	2024/9/27	異動（予定）日	2024/9/26
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	髙橋　和之	社外取締役	○													○	新任	有
2	丹保　人重	社外取締役	○													○	新任	有
3	青島　一哲	社外監査役	○													○		有
4	池田　勉	社外監査役	○													○		有
5	神田　奉行	社外監査役	○													○		有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	該当事項なし	髙橋和之氏は、アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー(現メットライフ生命保険株式会社)入社後、日本における代表者・社長兼最高経営責任者(CEO)及びメットライフアリコ生命保険会社・代表執行役社長、FWD Developments Japan株式会社・代表取締役社長(兼務)などの重職を経験してきております。保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、社外取締役として選任しました。
2	該当事項なし	丹保人重氏は、三井住友海上火災保険株式会社の執行役員・常務執行役員を歴任し、三井住友海上あいおい生命保険株式会社においては代表取締役社長を務め、会社経営に豊富な経験及び知見を有しております。当社グループが事業を拡大していくにあたり、経営における適切な助言・監督を行っていただけることが期待できることから、社外取締役として選任しました。
3	該当事項なし	青島一哲氏は、生命保険会社及び保険代理店での業務等、豊富な経験と知見を有しており、当社が成長していく過程での組織構築や当社の適切な組織運営に関する助言・提言を期待して監査役に招聘したものであります。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に基づき、独立役員として選定しました。
4	該当事項なし	池田勉氏は、公認会計士・税理士として長年の実務経験と専門知識及び監査法人における監査経験を有しており、適切な助言・提言を期待して監査役に招聘したものであります。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に基づき、独立役員として選定しました。
5	該当事項なし	神田泰行氏は、弁護士として培った豊富な経験と知見を有しており、法的な観点から当社グループの経営に対する監査・助言が期待招聘したものであります。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の3に基づき、独立役員として選定しました。

4．補足説明

社外役員独立性基準＞当社は、当社の社外役員が以下の基準項目のいずれにも該当しない場合は、独立性を有していると判断し、独立社外役員とみなします。
1．当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」という）出身者（注１）
2．当社の大株主（注２）
3．当社グループの主要な取引先（注３）企業等の業務執行者、または、当社グループの主要な借入先（注４）企業等の業務執行者
4．当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5．当社グループから多額（注５）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、司法書士、税理士、弁理士等の専門家
6．当社グループから多額の寄付を受けている者（注６）
7．社外役員の相互就任関係（注７）となる他の会社の業務執行者
8．近親者（注８）が上記１から７までのいずれかに該当する者
9．過去３年間において、上記２から８までのいずれかに該当している者
10．前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の理由が存在すると認められる者
注１：現に所属している業務執行役員、その他これらに準じる者及び使用人（以下、業務執行者という）及び過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。
注２：大株主とは、直近事業年度末において自己又は他人の名義をもって議決権ベースで５％以上の保有株主をいう。大株主が法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属の業務執行者をいう。
注３：主要な取引先とは、当社グループの販売先又は仕入先であって、その年間取引金額が当社又は相手方の直近事業年度の連結売上高の２％を超えるものをいう。
注４：主要借入先とは、当社グループが借入を行っている金融機関でその借入金残高が直近事業年度末において当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の２％を超える金融機関をいう。
注５：多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じていかに定めるとおりとする。
（１）当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから収受している対価（取締役報酬を除く）が、年間1,000万円を超えるときを多額という。
（２）当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は当該団体が当社グループから収受している対価の合計金額が、当該団体の年間総収入金額の２％を超えるときを多額という。ただし、当該２％を超過しない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価として当該団体が収受している金額が年間1,000万円を超えるときは多額とみなす。
注６：当社グループから年間1,000万円を超える寄付を受けている者（法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係わる研究その他の活動に直接関与する者）をいう。
注７：当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。
注８：近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。